（事業の譲渡し及び譲受けの認可申請）

第四十五条の二十一の三　法第二十七条の二十九の三第一項の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二十一の三の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

二　譲渡しに関する契約書の写し

三　譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類

四　譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

五　前条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

2　経済産業大臣は、法第二十七条の二十九の三第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（法人の合併及び分割の認可申請）

第四十五条の二十一の四　法第二十七条の二十九の三第二項の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二十一の四の合併認可申請書又は様式第三十一の二十一の五の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　合併又は分割を必要とする理由を記載した書類

二　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

三　合併又は分割の条件に関する説明書

四　第四十五条の二十一の二第二項第一号及び第二号に掲げる書類

2　経済産業大臣は、法第二十七条の二十九の三第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（認可原子力発電事業者の承継の届出）

第四十五条の二十一の五　法第二十七条の二十九の三第五項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の六の認可原子力発電事業者承継届出書に相続があったことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第五節の二　特定卸供給事業

（特定卸供給事業の届出）

第四十五条の二十一の六　法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）

（変更の届出）

第四十五条の二十一の七　法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の八の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（軽微な変更）

第四十五条の二十一の八　法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の六第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更

二～五　（略）

（新設）

（新設）

第五節の二　特定卸供給事業

（特定卸供給事業の届出）

第四十五条の二十一の二　法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）

（変更の届出）

第四十五条の二十一の三　法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（軽微な変更）

第四十五条の二十一の四　法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の二第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更

二～五　（略）